岩手県告示第256号

県営建設工事の条件付一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準、県営建設工事競争入札参加資格審査申請書の提出期間等（平成20年岩手県告示第791号）の一部を次のように改正し、令和３年４月１日から施行する。

令和３年３月30日

岩手県知事　達　増　拓　也

改正前	改正後
1　競争入札参加資格基準	1　競争入札参加資格基準
（1）～（5）　［略］	（1）～（5）　［略］
（6）　希望する工事種別が、土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事又は舗装工事にあっては、次のアからオまでの表の左欄に掲げる等級別区分（規程第６条第１項の規定による等級別の格付けをいう。以下同じ。）に応じ、同表の右欄に定める要件を満たしている者であること。	（6）　希望する工事種別が、土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事又は舗装工事にあっては、次のアからオまでの表の左欄に掲げる等級別区分（規程第６条第１項の規定による等級別の格付けをいう。以下同じ。）に応じ、同表の右欄に定める要件を満たしている者であること。
ア　土木工事	ア　土木工事
［略］	［略］
備考	備考
１級技術者　法による技術検定のうち検定種目を１級の建設機械施工若しくは１級の土木施工管理とするものに合格した者又は技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「農業農村工学」、「森林土木」若しくは「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者をいう。	１級技術者　法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を１級の建設機械施工管理若しくは１級の土木施工管理とするものに合格した者又は技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）若しくは総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「農業農村工学」、「森林土木」若しくは「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者をいう。
２級技術者　法第７条第２号イ若しくはロに該当する者（土木一式工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第２号ハに該当する者（土木一式工事に関する実務の経験を有する者に限る。）又は法による技術検定のうち検定種目を２級の建設機械施工若しくは２級	２級技術者　法第７条第２号イ若しくはロに該当する者（土木一式工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第２号ハに該当する者（土木一式工事に関する実務の経験を有する者に限る。）又は法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を２級の建

の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者をいう。

イ　建築一式工事

［略］

備考

１級技術者　法による技術検定のうち検定種目を１級の建築施工管理とするものに合格した者又は建築士法（昭和25年法律第202号）による１級建築士の免許を受けた者をいう。

２級技術者　法第７条第２号イ若しくはロに該当する者（建築一式工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第２号ハに該当する者（建築一式工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法による技術検定のうち検定種目を２級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者又は建築士法による２級建築士の免許を受けた者をいう。

ウ　電気設備工事

［略］

備考

１級技術者　法による技術検定のうち検定種目を１級の電気工事施工管理とするものに合格した者又は技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門若しくは総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者をいう。

２級技術者　法第７条第２号イ若しくはロに該当する者（電気工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第２号ハに該当する者（電気工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法に

設機械施工管理若しくは２級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者をいう。

イ　建築一式工事

［略］

備考

１級技術者　法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を１級の建築施工管理とするものに合格した者又は建築士法（昭和25年法律第202号）による１級建築士の免許を受けた者をいう。

２級技術者　法第７条第２号イ若しくはロに該当する者（建築一式工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第２号ハに該当する者（建築一式工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を２級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）とするものに合格した者又は建築士法による２級建築士の免許を受けた者をいう。

ウ　電気設備工事

［略］

備考

１級技術者　法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を１級の電気工事施工管理とするものに合格した者又は技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門若しくは総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者をいう。

２級技術者　法第７条第２号イ若しくはロに該当する者（電気工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第２号ハに該当する者（電気工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法に

よる技術検定のうち検定種目を２級の電気工事施工管理とするものに合格した者、電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者若しくは第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し３年以上実務の経験を有する者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状若しくは第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第４項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し５年以上実務の経験を有する者、建築士法第２条第５項に規定する建築設備士となった後電気工事に関し１年以上実務の経験を有する者、建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事若しくはこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に関し１年以上実務の経験を有する者又は建設業法施行規則による登録電気工事基幹技能者講習を修了した者をいう。	よる技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を２級の電気工事施工管理とするものに合格した者、電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第一種電気工事士免状の交付を受けた者若しくは第二種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し３年以上実務の経験を有する者、電気事業法（昭和39年法律第170号）による第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状若しくは第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第４項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し５年以上実務の経験を有する者、建築士法第２条第５項に規定する建築設備士となった後電気工事に関し１年以上実務の経験を有する者、建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事若しくはこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に関し１年以上実務の経験を有する者又は建設業法施行規則による登録電気工事基幹技能者講習を修了した者をいう。
エ　管設備工事	エ　管設備工事
［略］	［略］
備考	備考
１級技術者　法による技術検定のうち検定種目を１級の管工事施工管理とするものに合格した者又は技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」とするものに限る。）、上	１級技術者　法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を１級の管工事施工管理とするものに合格した者又は技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」と

	下水道部門、衛生工学部門若しくは総合技術監理部門（選択科目を「流体機器」若しくは「熱・動力エネルギー機器」とするもの又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者をいう。		するものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門若しくは総合技術監理部門（選択科目を「流体機器」若しくは「熱・動力エネルギー機器」とするもの又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者をいう。
２級技術者	法第７条第２号イ若しくはロに該当する者（管工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第２号ハに該当する者（管工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法による技術検定のうち検定種目を２級の管工事施工管理とするものに合格した者、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定のうち検定職種を１級の建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。）、冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）とするものに合格した者若しくは検定職種を２級の建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。）、冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）とするものに合格した後管工事に関し３年以上実務の経験を有する者、平成16年４月１日時点で同法若しくは同法附則第２条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）第25条第１項の規定による技能検定（以下「旧技能検定」という。）のうち検定職種を１級の配管（検定職種を職業訓練法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（昭和60年政令第269号）第１条の規定による改正前の職業訓練法施行令（昭和44年政令第258号）（職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号）による改正後の職業訓練法施行令を	２級技術者	法第７条第２号イ若しくはロに該当する者（管工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第２号ハに該当する者（管工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法による技術検定<u>（第二次検定に限る。）</u>のうち検定種目を２級の管工事施工管理とするものに合格した者、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定のうち検定職種を１級の建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。）、冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）とするものに合格した者若しくは検定職種を２級の建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。）、冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）とするものに合格した後管工事に関し３年以上実務の経験を有する者、平成16年４月１日時点で同法若しくは同法附則第２条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）第25条第１項の規定による技能検定（以下「旧技能検定」という。）のうち検定職種を１級の配管（検定職種を職業訓練法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（昭和60年政令第269号）第１条の規定による改正前の職業訓練法施行令（昭和44年政令第258号）（職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号）による改正

いう。）に規定する配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管若しくは配管工とするものに合格していた者、平成16年４月１日時点で旧技能検定のうち検定職種を２級の配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管若しくは配管工とするものに合格していた者であってその後配管工事に関し１年以上実務の経験を有する者、建築士法第２条第５項に規定する建築設備士となった後管工事に関し１年以上実務の経験を有する者、水道法（昭和32年法律第177号）による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し１年以上実務の経験を有する者、登録計装試験に合格した後管工事に関し１年以上実務の経験を有する者又は建設業法施行規則による登録配管基幹技能者講習、登録ダクト基幹技能者講習若しくは登録冷凍空調基幹技能者講習を修了した者をいう。

オ　舗装工事

［略］

備考

１級技術者	法による技術検定のうち検定種目を１級の建築機械施工若しくは１級の土木施工管理とするものに合格した者又は技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門若しくは総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者をいう。
２級技術者	法第７条第２号イ若しく

後の職業訓練法施行令をいう。）に規定する配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管若しくは配管工とするものに合格していた者、平成16年４月１日時点で旧技能検定のうち検定職種を２級の配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管若しくは配管工とするものに合格していた者であってその後配管工事に関し１年以上実務の経験を有する者、建築士法第２条第５項に規定する建築設備士となった後管工事に関し１年以上実務の経験を有する者、水道法（昭和32年法律第177号）による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し１年以上実務の経験を有する者、登録計装試験に合格した後管工事に関し１年以上実務の経験を有する者又は建設業法施行規則による登録配管基幹技能者講習、登録ダクト基幹技能者講習若しくは登録冷凍空調基幹技能者講習を修了した者をいう。

オ　舗装工事

［略］

備考

１級技術者	法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を１級の建設機械施工管理若しくは１級の土木施工管理とするものに合格した者又は技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門若しくは総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者をいう。
２級技術者	法第７条第２号イ若しく

はロに該当する者（舗装工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第２号ハに該当する者（舗装工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法による技術検定のうち検定種目を２級の建設機械施工若しくは２級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者又は建設業法施行規則による登録運動施設基幹技能者講習を修了した者をいう。	はロに該当する者（舗装工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法第15条第２号ハに該当する者（舗装工事に関する実務の経験を有する者に限る。）、法による技術検定（第二次検定に限る。）のうち検定種目を２級の建設機械施工管理若しくは２級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者又は建設業法施行規則による登録運動施設基幹技能者講習を修了した者をいう。
［略］ （７）・（８）　［略］	［略］ （７）・（８）　［略］
備考　改正部分は、下線の部分である。	